

News Release

No.92 (09-08)

2010年(平成22年)3月23日

東商記者クラブ・日銀クラブで、資料投函させていただいております。

**個人信用情報機関のシー・アイ・シー(CIC)
改正割賦販売法に対応した照会システムを稼動**
- 改正割賦販売法に基づくシステムインフラの整備を完了 -

クレジット業界の個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(本社:東京・新宿、大森一廣社長、略称:CIC)は今般、改正割賦販売法に対応したクレジット債務額等照会システムの開発を終え、3月21日から稼動しましたのでお知らせします。

改正割賦販売法(本年12月までに完全施行の予定)では過剰与信を防止するため、クレジット会社に顧客の「支払可能見込額調査」を義務づけ、原則その額を超える与信は禁止となります。

これに伴い、支払可能見込額の調査に必要な他社契約分のクレジット債務額等を把握するため、新たに「指定信用情報機関制度」が創設され、クレジット会社は当該信用情報機関に顧客の属性やクレジット債務額等信用情報(「基礎特定信用情報」)の登録を義務づけられます。

当社では、指定信用情報機関の指定に向けて準備を進め、本年1月28日に業界に先駆け加盟クレジット会社からの「基礎特定信用情報」の受入れを開始しました。

続いて今回、当社は加盟クレジット会社が顧客のクレジット債務額等を把握できるようにする照会システムを開発、稼動させ、改正割賦販売法に基づくシステムインフラの整備を完了しました。

当社では、指定信用情報機関制度で求められる要件を満たすため、加盟クレジット会社のシステム対応を支援し、経済産業省からの指定を本年7月に受けられるよう鋭意準備を進めてまいります。

また、当社は多重債務者防止・過剰与信防止に向け、「指定信用情報機関」としての役割・機能を十分に発揮できるよう、今後とも消費者保護・情報の整備に努め、国民の皆さまから最も信頼される信用情報機関を目指し全力をあげて諸課題に取り組んでまいります。

以上

基礎特定信用情報の項目

本人識別情報・・・氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先名・運転免許証番号等

契約情報・・・契約年月日・残債額・年間支払見込額・支払遅延の有無・契約商品名と数量(個別クレジットのみ)等

本件に関する報道機関の方のお問い合わせ先

株式会社シー・アイ・シー 経営企画部 広報担当 菅佐原・添田

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL:03-3348-0626 FAX:03-3345-1913